

証券コード 7309  
2024年3月6日  
(電子提供措置の開始日 2024年3月4日)

株 主 各 位

大阪府堺市堺区老松町3丁77番地

株式会社シマノ

取締役社長 島野 泰三

## 第117期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第117期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、会社法第325条の3の規定により、電子提供措置事項をインターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しております。いずれかのウェブサイトアクセスの上、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）については、同ウェブサイトアクセスの上、銘柄名（シマノ）又はコード（7309）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択し、「株主総会招集通知/株主総会資料」の情報を閲覧ください。

〈当社ウェブサイト〉

URL <https://www.shimano.com/jp/ir/shareholdermeeting.html>

※ 右のQRコードから当社ウェブサイトへアクセスできます。



〈東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）〉

URL <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

※ 右のQRコードから東京証券取引所ウェブサイトへアクセスできます。



**当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら本電子提供措置事項記載書面又は電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2024年3月26日（火曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬具

## 記

1. 日 時 2024年3月27日(水曜日) 午前10時(午前9時受付開始)
2. 場 所 大阪府堺市堺区老松町3丁77番地  
当社本社・Manufacturing Technology Center (マニュファクチュアリング テクノロジーセンター)  
(末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項 (1) 第117期(2023年1月1日から2023年12月31日まで) 事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件  
(2) 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役4名選任の件  
第3号議案 監査役1名選任の件  
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

### 議決権行使についてのご案内

- (1) 郵送による議決権行使の場合  
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年3月26日(火曜日)午後5時までに到着するようご返送ください。なお、各議案に賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネット等による議決権行使の場合  
インターネット等により議決権を行使される場合には、3頁及び4頁の【議決権行使についてのご案内】をご高覧の上、2024年3月26日(火曜日)午後5時までにご行使ください。  
(留意点)
  - ・議決権行使書とインターネット等による方法の双方で議決権を重複して行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとし、
  - ・インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使とします。
  - ・当社は、株式会社ICJ(株式会社東京証券取引所等により設立された合併会社)が運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

以 上

- ◎当日ご出席の株主様は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、前頁記載の各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎本株主総会書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項は本株主総会書面には記載していません。
  - ・事業報告 「業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)及び当該体制の運用状況」
  - ・連結計算書類 「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
  - ・計算書類 「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

# 議決権行使 についてのご案内

## 当日ご出席を見合わされる場合

### ● 書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご投函ください。議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。

#### 行使期限

2024年3月26日(火曜日)  
午後5時到着分まで

### ● スマート行使及びインターネットによるご行使



議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)にアクセスしてご行使ください。詳細につきましては次頁をご覧ください。

#### 行使期限

2024年3月26日(火曜日)  
午後5時行使分まで

## 当日ご出席される場合

### ● 株主総会へ出席



同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。資源節約のため本招集ご通知をご持参ください。

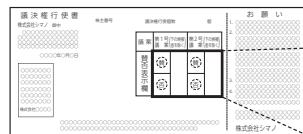
#### 株主総会開催日時

2024年3月27日(水曜日)  
午前10時  
〔受付開始 午前9時〕

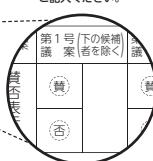
## 書面による議決権行使

※通常より郵送に時間を要する可能性がございますので、早めにご投函くださいますよう、ご協力お願い申し上げます。

### ● 議決権行使書のご記入方法



こちらに各議案の賛否をご記入ください。



役員選任議案について  
 全員賛成の場合 → 賛に○印  
 全員反対の場合 → 否に○印  
 一部候補者に反対の場合 → 賛に○印をし、反対する候補者番号を隣の空欄に記入

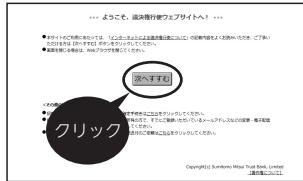
### ● 議決権行使書用紙記載にあたっての注意事項について

議案	左記の例のように、議決権行使書用紙の賛否表示欄の賛・否の両方に○を記載してしまった場合は無効票になってしまいます。	議案	誤って、賛・否の両方に○を記載してしまった場合は、左記のように、どちらか一方を抹消してくださいよう、お願いいたします。				
賛否表示欄	<table border="1"> <tr><td>賛</td></tr> <tr><td>否</td></tr> </table>	賛	否	→	<table border="1"> <tr><td>賛</td></tr> <tr><td>否</td></tr> </table>	賛	否
賛							
否							
賛							
否							

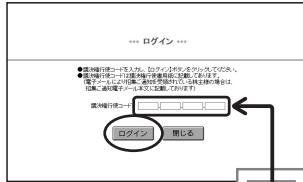
## インターネットによるご行使

### ① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



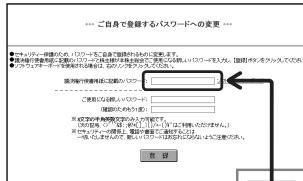
### ② ログインする



議決権行使コードを入力



### ③ パスワードを入力する



パスワードを入力



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- ※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

インターネットによる  
議決権行使に関する  
お問い合わせ先

インターネットによる議  
決権行使に関するご不明  
な点につきましては、右記  
にお問い合わせください。

三井住友信託銀行  
証券代行ウェブサポート

専用ダイヤル

☎0120-652-031 (午前9時～午後9時受付)

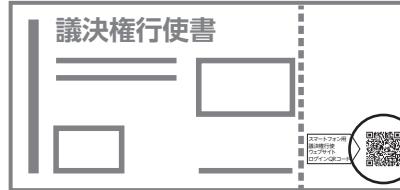
議決権行使に関する  
事項以外のご照会

☎0120-782-031 (午前9時～午後5時土日休日を除く)

## スマート行使によるご行使

### ① スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



※QRコードは、株式会社  
デンソーウェブの  
登録商標です。

### ② 議決権行使ウェブサイトを開く

以降画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。



すべての会社提案議案に  
ついて「賛成」する

各議案について  
個別に指示する

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。



## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主のみなさまに対する利益還元を経営上の重要課題と捉えており、安定的な配当の維持・継続とともに、業績の進展に応じた成果の配分を行うことを基本方針としております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当金は下記のとおりとさせていただきたいと存じます。

なお、中間配当として、1株につき142円50銭をお支払いしておりますので、年間配当金は1株につき285円となります。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき142円50銭、総額 12,820,151,153円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2024年3月28日（木曜日）

## 第2号議案 取締役4名選任の件

取締役のうち、島野容三、島野泰三、豊嶋敬、津崎祥博の4氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
①	しま の よう ぞう 島 野 容 三 (1948年11月12日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">男性</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	1974年3月 当社入社 1986年2月 当社取締役営業企画部長 1987年12月 当社取締役釣具国内営業部長 1990年9月 当社取締役釣具事業部長 1995年1月 当社代表取締役専務取締役 2001年3月 当社代表取締役社長 2021年3月 当社代表取締役会長兼CEO、現在に至る。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">             (取締役候補者とした理由)              島野容三氏は、各事業部の責任者を歴任し、当社事業へ豊富な経験と高い知見を有しております。また、2001年から代表取締役社長として、2021年からは代表取締役会長兼CEOとして当社の経営を担い、当社の発展に貢献してまいりました。これらの豊富な経験と実績に基づき、当社の経営の意思決定機能及び業務執行に対する監督機能を果たすと考え、取締役候補者としました。           </div>	703,355株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
②	<p style="text-align: center;">しまのたいぞう 島野泰三 (1966年12月17日生)</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 0 auto; padding: 2px;">男性</div> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 0 auto; padding: 2px;">再任</div>	<p>1991年9月 当社入社                  2004年7月 Shimano (Kunshan) Bicycle Components Co., Ltd. 副社長兼工場長                  2006年4月 当社バイシクルコンポーネッツ事業部企画部長                  2010年1月 当社釣具事業部長                  2010年3月 当社取締役釣具事業部長                  2016年3月 当社常務取締役釣具事業部長                  2018年1月 当社常務取締役釣具事業部管掌兼バイシクルコンポーネッツ事業部企画担当                  2019年1月 当社常務取締役バイシクルコンポーネッツ事業部長兼企画部長・管理部長                  2019年3月 当社専務取締役バイシクルコンポーネッツ事業部長兼企画部長・管理部長                  2019年7月 当社専務取締役バイシクルコンポーネッツ事業部長兼企画部長                  2021年1月 当社専務取締役バイシクルコンポーネッツ事業部長                  2021年3月 当社代表取締役社長、現在に至る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(取締役候補者とした理由)                      島野泰三氏は、各事業部の責任者を歴任し、当社事業へ豊富な経験と高い知見を有しております。また、2021年からは代表取締役社長として、当社の発展に貢献してまいりました。これらの豊富な経験と実績に基づき、当社の経営の意思決定機能及び業務執行に対する監督機能を果たすと考え、取締役候補者としてしました。</p> </div>	109,377株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
③	<p style="text-align: center;">とよしま たかし 豊 嶋 敬 (1956年6月12日生)</p> <p style="text-align: center;">男性</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p>2001年10月 オリンパス光学工業株式会社映像システムカンパニー映像開発部長兼映像購買部長</p> <p>2002年4月 同社映像開発・購買本部長兼デザイン室長</p> <p>2002年10月 奥林巴斯香港中国有限公司董事 総経理</p> <p>2004年10月 オリンパスイメージング株式会社取締役映像購買本部長兼コンポーネント事業推進部長兼映像OEM調達部長</p> <p>2007年5月 当社入社 バイシクルコンポーネンツ事業部技術顧問</p> <p>2008年1月 当社バイシクルコンポーネンツ事業部システム開発部長</p> <p>2010年3月 当社取締役バイシクルコンポーネンツ事業部システム開発部長</p> <p>2016年3月 当社常務取締役技術担当</p> <p>2017年1月 当社常務取締役バイシクルコンポーネンツ事業部技術担当兼技術開発部長兼SMA推進部長</p> <p>2018年1月 当社常務取締役バイシクルコンポーネンツ事業部技術担当兼技術開発部長兼SMA推進部長兼商品開発部長</p> <p>2019年1月 当社常務取締役SDM推進本部長兼バイシクルコンポーネンツ事業部技術担当兼技術開発部長</p> <p>2019年3月 当社専務取締役SDM推進本部長兼バイシクルコンポーネンツ事業部技術担当兼技術開発部長</p> <p>2019年8月 当社専務取締役SDM推進本部長兼組立技術部長兼バイシクルコンポーネンツ事業部技術担当兼技術開発部長</p> <p>2020年1月 当社専務取締役SDM推進本部長兼シマノ研究所長兼バイシクルコンポーネンツ事業部技術担当兼技術開発部長</p> <p>2021年1月 当社専務取締役SDM推進本部長兼組立技術部長兼成型技術部長兼情報システム部長兼バイシクルコンポーネンツ事業部技術担当兼技術開発部長</p> <p>2021年3月 当社代表取締役副社長、現在に至る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>豊嶋敬氏は、バイシクルコンポーネンツ事業部の開発部門及び同事業部の責任者を歴任し、当社事業へ豊富な経験と高い知見を有しております。また、2021年からは代表取締役副社長として、当社の発展に貢献してまいりました。これらの豊富な経験と実績に基づき、当社の経営の意思決定機能及び業務執行に対する監督機能を果たすと考え、取締役候補者となりました。</p> </div>	2,875株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
④	<p style="text-align: center;">つぎまさひろ 津崎祥博 (1956年5月12日生)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">男性</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">再任</div>	<p>1980年3月 当社入社                  2006年1月 当社広報室部長                  2009年1月 当社管理本部広報・人材開発部長                  2010年1月 当社管理本部広報部長兼人事部長                  2010年3月 当社取締役管理本部広報部長兼人事部長                  2016年3月 当社常務取締役管理本部人事・広報担当                  2016年7月 当社常務取締役管理本部人事・広報担当兼広報部長                  2018年1月 当社常務取締役管理本部人事・広報・総務担当兼広報部長                  2018年3月 当社常務取締役管理本部広報部長兼人事部長・総務部・ライフスタイル ギア事業部管掌                  2019年3月 当社常務取締役管理本部広報部長兼人事部長・総務部・ライフスタイル ギア事業部管掌兼内部監査室担当                  2020年1月 当社常務取締役管理本部長兼広報部長兼ライフスタイル ギア事業部管掌兼内部監査室担当                  2020年3月 当社専務取締役管理本部長                  2022年1月 当社専務取締役SDA推進本部長                  2022年3月 当社代表取締役副社長、現在に至る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(取締役候補者とした理由)                      津崎祥博氏は、広報部、人事部及び総務部などの管理部門の責任者を歴任し、当事業へ豊富な経験と高い知見を有しております。また、2022年からは代表取締役副社長として、当社の発展に貢献してまいりました。これらの豊富な経験と実績に基づき、当社の経営の意思決定機能及び業務執行に対する監督機能を果たすと考え、取締役候補者としてしました。</p> </div>	6,975株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。
- 各候補者が選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を同様の内容で更新する予定であります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役のうち、平田義弘氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。なお、吉本昌義氏は、新任の監査役候補者であります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
<p style="text-align: center;">よしもとまさよし 吉本昌義 (1965年4月26日生)</p> <p style="text-align: center;">男性</p> <p style="text-align: center;">新任</p>	<p>1990年3月 当社入社            2013年4月 DashAmerica, Inc. (Pearl Izumi USA) 業務戦略本部長            2016年1月 当社ライフスタイルギア事業部企画・管理部長            2017年1月 当社ライフスタイルギア事業部長            2020年4月 当社釣具事業部ライフスタイルギア開発購買部部長            2022年1月 当社釣具事業部釣具購買部長兼SPI管理部長            2024年1月 当社釣具事業部釣具購買部長、現在に至る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(監査役候補者とした理由)</p> <p>吉本昌義氏は、事業部や購買部門の責任者などを歴任し、豊富な経験と当社の体制に関する高い知見に基づき、監査役として当社経営への監督機能を果たすと考え、監査役候補者となりました。</p> </div>	0株

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。

候補者が選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を同様の内容で更新する予定であります。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会開始の時をもって、補欠監査役の近藤公博氏の選任の効力が失効しますので、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
こん どう ゆき ひろ <b>近藤公博</b> (1947年2月1日生) 男性	1965年4月 大蔵事務官任官 2004年7月 大阪国税局調査第一部次長 2005年7月 南税務署長 2006年9月 税理士事務所開設、現在に至る。 (補欠監査役候補者とした理由) 近藤公博氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、税理士としての豊富な経験と税務・会計に関する高い知見に基づき、監査役として当社経営への監督機能を果たすと考え、補欠の社外監査役候補者としてしました。	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 近藤公博氏は、補欠の社外監査役候補者であります。  
 3. 当社は役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、被保険者の犯罪行為に起因する損害又は被保険者が法令違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等の免責事由があります。なお、近藤公博氏が社外監査役として就任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中で当該保険契約を更新する予定であります。  
 (社外監査役候補者に関する記載事項)  
 (1) 当社は、近藤公博氏が社外監査役に就任された場合、同氏との間で、法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。  
 (2) 近藤公博氏が社外監査役に就任された場合、当社は、同氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。

### 【ご参考】社外役員の独立性判断基準

当社取締役会は、当社における社外取締役及び社外監査役（以下総称して、「社外役員」という。）の独立性の判断基準を以下のとおり定める。

- ①当社は、社外役員を以下の項目のいずれにも該当しないと判断される場合に独立性を有するものとする。  
（※1）
  1. 当社の大株主（直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上を保有する者）又はその業務執行者（※2）である者
  2. 当社を主要な取引先（※3）とする者又はその業務執行者である者
  3. 当社の主要な取引先又はその業務執行者である者
  4. 当社又は連結子会社の会計監査人又はその社員等として当社又は連結子会社の監査業務を担当している者
  5. 当社から役員報酬以外に、直近の事業年度において1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、司法書士、弁理士、公認会計士、税理士、コンサルタント等（ただし、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体に所属する者）
  6. 当社の主要借入先（直近の事業年度にかかる事業報告において主要な借入先として氏名又は名称が記載されている借入先）又はその業務執行者である者
  7. 当社から直近の事業年度において1,000万円を超える寄附を受けている者（ただし、当該寄附を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体の業務執行者である者）
  8. 直近3事業年度において、上記1から7のいずれかに該当していた者
  9. 上記1から8のいずれかに掲げる者（ただし、重要な者に限る。）の配偶者又は二親等以内の親族
  10. 当社又は子会社の業務執行者（ただし、使用人については重要な者に限る。）の配偶者又は二親等以内の親族
  11. 直近3事業年度において、当社又は子会社の業務執行者（ただし、使用人については重要な者に限る。）の配偶者又は二親等以内の親族
  12. 前各号のほか、当社と恒常的な利益相反関係が生じうるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者
  13. 前各号のいずれかに該当する者であっても、人格、識見等に照らし、独立性を有する社外役員としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物がふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を、独立性を有する社外役員とすることができるものとする。
- ②本基準に基づき独立性を有するものと判断されている社外役員は、独立性を有しないこととなった場合は、直ちに当社に告知するものとする。

---

※1. 経済的かつ合理的に可能な範囲で調査を実施する。

※2. 「業務執行者」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

①業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員

②業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに相当する者

③使用人

※3. 「主要な取引先」とは、直近の事業年度の年間連結売上高が2%を超える場合をいう。

【ご参考】当社の取締役のスキル・マトリックス（2024年3月27日 定時株主総会後の予定）

本招集ご通知記載の候補者を原案のとおり全てご選任いただいた場合、各取締役の専門性と経験は次のとおりとなります。

氏名	企業経営 経営戦略	製造/技術 研究開発	マーケティング 営業	財務/ 会計	法務	総務/ 人事	IT/ デジタル	リスク管理	グローバル
島野容三 男性	●	●	●						●
島野泰三 男性	●	●	●				●		●
豊嶋敬 男性		●					●		●
津崎祥博 男性			●			●		●	●
チアチンセン 男性		●		●					●
一條和生 男性 (社外)	●			●			●		●
勝丸充啓 男性 (社外)					●			●	●
榑原定征 男性 (社外)	●	●							●
和田浩美 女性 (社外)		●					●		●

以上

# 事業報告

(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におきましては、欧米を中心としたインフレ抑制のための金融引き締め政策は概ね終了する見込みがたったものの、ウクライナ情勢・中東情勢の混迷や中国経済の回復鈍化が景気の下押し要因となり、引き続き世界経済の回復基調は足踏み状態となりました。

欧州では、エネルギーコストや原材料価格の高騰収束の兆しがみえましたが、景気は力強さを欠きました。

米国では、インフレが緩やかに減速しFRBによる利上げ見送りが続くなか、良好な雇用環境と家計資産により押し上げられた個人消費が景気を下支えました。

中国では、移動制限措置解除後の個人消費は反動の域を出ず、長引く不動産市場の低迷を受け、景気回復は力強さを欠きました。

日本では、経済活動が正常化するなか、インバウンド需要が回復した一方、物価高に賃金上昇が追いついておらず、個人消費が伸び悩んだことにより景気の回復は緩やかにとどまりました。

このような環境の下、自転車、釣具への需要は引き続き弱含みであり、当連結会計年度における売上高は474,362百万円（前年同期比24.6%減）、営業利益は83,653百万円（前年同期比50.5%減）、経常利益は103,369百万円（前年同期比41.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は61,142百万円（前年同期比52.3%減）となりました。

### 報告セグメント別の概況

#### 自転車部品

自転車人気の過熱感は一服したものの、長期的なトレンドとして自転車への関心は高いまま継続しました。一方で、需給調整が続くなか、市場在庫は総じて高い水準で推移しました。

海外市場においては、欧州市場では、主要市場であるドイツやベネルクス諸国での自転車への高い関心は継続し、完成車の店頭販売は底堅く推移した一方、その他の国においては消費者需要がインフレや景気減速の影響も受けて冷え込み、市場在庫は高い水準で推移しました。

北米市場では、自転車への関心は底堅かったものの、サイクリングブームの反動もあり完成車の店頭販売は弱含みで推移し、市場在庫は依然高い水準で推移しました。

アジア・オセアニア・中南米市場では、自転車への関心は底堅かったものの、インフレの高進や経済不安の影響を受けて消費者マインドが冷え込み、完成車の店頭販売は低調に推移し、市場在庫は高い水準で推移しました。一方、中国市場では、アウトドアスポーツとしてのサイクリングの人気は継続し、ロードバイクを中心に販売は好調で、市場在庫は適正な水準を維持しました。

日本市場においては、円安による完成車価格の高騰や消費者の買い控えの影響を受けて店頭販売は低調となり、市場在庫は高めに推移しました。

このような市況の下、12段変速となった「105」やグラベル専用コンポーネント「SHIMANO GRX」

などの新製品にご好評をいただきました。

この結果、当セグメントの売上高は364,679百万円（前年同期比29.5%減）、営業利益は65,251百万円（前年同期比55.0%減）となりました。

#### 釣具

世界的な消費者動向の変化に伴い、釣具の需要は落ち着きを見せ、市場在庫が増加することとなり販売に少なからず影響を及ぼしました。

日本市場においては、コロナ禍が収束し、レジャーの選択肢が多様化するなか、販売は鈍化しました。

海外市場においては、北米市場では、当初弱含みだった販売は、新製品に対する需要の高まりも手伝い、堅調に推移しました。

欧州市場では、一部地域での安定した需要に支えられていたものの、市場在庫の調整局面により、販売は力強さを欠きました。

アジア市場では、中国市場において販売は好調に推移しましたが、先行き不透明な景況感から消費者マインドが冷え込み、需要は鈍化する兆しを見せました。

豪州市場では、良好な釣況と安定した天候により、販売は堅調でした。

このような市況の下、新製品のスピニングリール「STRADIC」や最高級モデルのルアーロッド「WORLD SHAULA」が高い評価を受けるとともに、引き続きスピニングリールの「VANQUISH」などの高価格帯製品に多くのご注文をいただきました。

この結果、当セグメントの売上高は109,225百万円（前年同期比1.6%減）、営業利益は18,413百万円（前年同期比23.8%減）となりました。

#### その他

当セグメントの売上高は457百万円（前年同期比4.6%減）、営業損失は11百万円（前年同期は営業利益1百万円）となりました。

## ①セグメント別売上高

区分	前連結会計年度 (2022年1月1日から 2022年12月31日まで)		当連結会計年度 (2023年1月1日から 2023年12月31日まで)		前年同期比 (△は減少)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
自 転 車 部 品	517,436	82.3	364,679	76.9	△152,757	△29.5
釣 具	110,993	17.6	109,225	23.0	△1,767	△1.6
そ の 他	479	0.1	457	0.1	△22	△4.6
合 計	628,909	100.0	474,362	100.0	△154,546	△24.6

## ②セグメント別の状況

### 1.セグメント別売上高の推移

区分	第114期 2020年1月1日から 2020年12月31日まで	第115期 2021年1月1日から 2021年12月31日まで	第116期 2022年1月1日から 2022年12月31日まで	第117期 2023年1月1日から 2023年12月31日まで
自 転 車 部 品 (百万円)	297,777	443,678	517,436	364,679
釣 具 (百万円)	79,907	102,388	110,993	109,225
そ の 他 (百万円)	356	447	479	457

### 2.セグメント別営業利益の推移

区分	第114期 2020年1月1日から 2020年12月31日まで	第115期 2021年1月1日から 2021年12月31日まで	第116期 2022年1月1日から 2022年12月31日まで	第117期 2023年1月1日から 2023年12月31日まで
自 転 車 部 品 (百万円)	68,494	125,146	144,994	65,251
釣 具 (百万円)	14,264	23,120	24,163	18,413
そ の 他 (百万円)	△57	20	1	△11

(注) △は営業損失であります。

### 3.地域別売上高の推移

区分	第114期 2020年1月1日から 2020年12月31日まで	第115期 2021年1月1日から 2021年12月31日まで	第116期 2022年1月1日から 2022年12月31日まで	第117期 2023年1月1日から 2023年12月31日まで
日 本 (百万円)	44,992	55,181	54,383	48,713
北 米 (百万円)	39,876	49,932	57,643	44,679
ヨ ー ロ ッ パ (百万円)	148,738	227,456	299,934	198,432
ア ジ ア (百万円)	127,890	190,388	191,479	159,150
その他の地域 (百万円)	16,541	23,556	25,468	23,386

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 設備投資等の状況及び資金調達状況

当連結会計年度は、製品開発力の強化、生産能力の増強及び生産効率の向上を目的として、総額31,356百万円の設備投資を実施しました。セグメント別では、自転車部品21,822百万円、釣具3,153百万円、その他0百万円、全社（共通）6,379百万円です。この所要資金は自己資金でまかなっております。

区分	第114期	第115期	第116期	第117期
	2020年1月1日から 2020年12月31日まで	2021年1月1日から 2021年12月31日まで	2022年1月1日から 2022年12月31日まで	2023年1月1日から 2023年12月31日まで
自転車部品(百万円)	23,295	15,821	19,209	21,822
釣具(百万円)	1,618	2,811	5,582	3,153
その他(百万円)	0	5	2	0
全社(共通)(百万円)	2,294	1,890	2,968	6,379
合計(百万円)	27,209	20,529	27,762	31,356

(注) 全社（共通）として記載されている設備投資額は、管理部門に係るものであります。

(3) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区分	第114期	第115期	第116期	第117期
	2020年1月1日から 2020年12月31日まで	2021年1月1日から 2021年12月31日まで	2022年1月1日から 2022年12月31日まで	2023年1月1日から 2023年12月31日まで
売上高(百万円)	378,040	546,515	628,909	474,362
営業利益(百万円)	82,701	148,287	169,158	83,653
経常利益(百万円)	81,471	152,562	176,568	103,369
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	63,472	115,937	128,178	61,142
1株当たり当期純利益	684円71銭	1,252円62銭	1,408円22銭	676円77銭
純資産(百万円)	529,785	616,651	741,095	802,396
総資産(百万円)	590,420	705,370	826,413	871,731

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第116期の期首から適用しており、第116期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

②当社の財産及び損益の状況

区分	第114期	第115期	第116期	第117期
	2020年1月1日から 2020年12月31日まで	2021年1月1日から 2021年12月31日まで	2022年1月1日から 2022年12月31日まで	2023年1月1日から 2023年12月31日まで
売上高(百万円)	218,131	311,823	368,070	284,739
営業利益(百万円)	31,386	63,083	75,017	38,731
経常利益(百万円)	70,667	64,744	85,199	64,504
当期純利益(百万円)	64,742	47,107	63,920	40,475
1株当たり当期純利益	698円40銭	508円96銭	702円25銭	448円00銭
純資産(百万円)	214,127	200,912	209,751	211,469
総資産(百万円)	259,921	257,233	268,115	250,664

(注) 上記①及び②に記載されている1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。また、期中平均株式数につきましては、自己株式を控除して算出しております。

#### (4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、ウクライナ情勢の長期化、中東情勢の緊迫化などの地政学リスクに起因する資源価格の高騰や物流の停滞がグローバルサプライチェーンの混乱をもたらし、更なる景気下押しの圧力となる可能性があります。また、2024年に予定されている主要国及び他地域での選挙結果や、各国の金利政策変更が景気に影響する可能性もあります。

欧米を中心とした金融引き締めに収束の兆しが見える中、欧州ではインフレ率の低下や雇用環境の改善により、個人消費が回復し、緩やかな景気回復が見込まれる一方、米国では、2024年の大統領選の影響により、景気が左右される事も懸念されます。

中国では、不動産市場の長期的な低迷から景気回復は力強さを欠く恐れがあります。

日本では、賃上げや政府の経済対策などが経済活動の正常化を下支えし、緩やかな景気回復が見込まれるものの、国際情勢の不安定化や政府の金融政策の転換が影響する可能性もあります。

このような経営環境のなか、当社は、自転車や釣具に対する需要動向を注視しつつ、お客様の視点にそった高品位で魅力的な製品を提供する、日本発の「開発型デジタル製造業」として、多くの人々に感動していただける「こころ躍る製品」の開発・製造に邁進することはもとより、企業と社会の共有価値を創造し続ける「価値創造企業」として、一步一步、前進していくことが大切であると考えております。経営効率のさらなる向上を図り、より豊かで、新たな自転車文化、釣り文化の創造を促進し、サステナブルな成長を目指してまいります。

#### (5) 企業集団の主要な事業セグメント

セグメントの名称	主要な事業内容
自 転 車 部 品	変速機等の駆動用部品、ブレーキ等の制動用部品、その他の自転車部品、関連用品の製造・販売
釣 具	リール、ロッド、フィッシングギアの製造・販売
そ の 他	ロウイング関連用品等の製造・販売

#### (6) 企業集団の主要拠点等

##### ①当社の主要拠点

本 社		大阪府堺市堺区老松町3丁77番地
工 場	本社工場	大阪府堺市堺区
	下関工場	山口県下関市
開 発 拠 点	東京オフィス	東京都中央区
営 業 所	埼玉営業所	埼玉県上尾市
	東京営業所	東京都大田区
	名古屋営業所	愛知県名古屋市中川区
	大阪営業所	大阪府堺市堺区
	中四国営業所	岡山県岡山市南区
	九州営業所	佐賀県鳥栖市

②子会社の主要拠点

国内	シマノセールス株式会社	大阪府堺市堺区
	シマノ熊本株式会社	熊本県山鹿市
海外	Shimano (Singapore) Pte. Ltd.	シンガポール
	Shimano Components (Malaysia) Sdn. Bhd.	マレーシア
	Shimano Europe B.V.	オランダ
	Shimano North America Holding, Inc.	アメリカ
	Shimano (Kunshan) Bicycle Components Co., Ltd.	中国
	Shimano (Tianjin) Bicycle Components Co., Ltd.	中国

(7) 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	
自転車部品	6,574名	( 2,333名)
釣具	2,256名	( 1,072名)
その他	218名	( 55名)
全社(共通)	655名	( 77名)
合計	9,703名	( 3,537名)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時従業員数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
 2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。  
 3. 臨時従業員には、パートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除いております。

(8) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
Shimano (Singapore) Pte. Ltd.	S\$65,994千	100%	自転車部品製造及び販売、釣具販売並びにアジア製造子会社の統括
Shimano Components (Malaysia) Sdn. Bhd.	RM18,000千	100% (100%)	自転車部品製造及び販売並びに釣具製造
Shimano Europe B.V.	EUR5,148千	100%	自転車部品及び釣具販売並びに欧州販売子会社の統括
Shimano North America Holding, Inc.	US\$14,000千	99%	自転車部品及び釣具販売並びに北米販売子会社の統括
Shimano (Kunshan) Bicycle Components Co., Ltd.	US\$34,500千	100% (100%)	自転車部品製造及び販売
シマノセールス株式会社	277百万円	100%	自転車部品販売、補修及び保管並びに釣具補修及び保管
Shimano (Tianjin) Bicycle Components Co., Ltd.	US\$24,000千	100% (100%)	自転車部品製造及び販売

- (注) 当社の出資比率の( )内は、間接出資割合の内書であります。

## 2. 当社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 262,400,000株  
 (2) 発行済株式の総数 90,022,000株 (自己株式56,027株を含む。)  
 (3) 株 主 数 9,915名  
 (4) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	10,587千株	11.77%
湊興産株式会社	7,864千株	8.74%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	5,092千株	5.66%
JP MORGAN CHASE BANK 380055	3,469千株	3.86%
株式会社スリーエス	2,171千株	2.41%
日本生命保険相互会社	1,801千株	2.00%
株式会社りそな銀行	1,711千株	1.90%
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,459千株	1.62%
JP MORGAN CHASE BANK 385632	1,441千株	1.60%
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TRE ATY 505234	1,389千株	1.54%

(注) 持株比率は自己株式 (56,027株) を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、取締役 (社外取締役及び外国人取締役を除く。) に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2023年3月29日開催の第116期定時株主総会の決議に基づき、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式を用いた譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。なお、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額は年額8千万円以内とし、当社の普通株式について発行又は処分を受ける株式の総数は株式分割又は株式併合が行われた場合等を除き、年7,500株以内とします。

当事業年度中に当社取締役に交付した株式報酬の交付状況は、次のとおりです。

役員区分	株式数	交付対象者数
取 締 役 (社外取締役及び外国人取締役を除く)	1,334株	4人

### 3. 当社の役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況

(2023年12月31日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役 会長兼 CEO	島野 容三 男性	取締役会議長	
代表取締役 社長	島野 泰三 男性		
代表取締役 副社長	豊嶋 敬 男性		
代表取締役 副社長	津崎 祥博 男性		
常務取締役	チア チン セン (Chia Chin Seng) 男性		Shimano (Singapore) Pte. Ltd. 社長 Shimano Components (Malaysia) Sdn. Bhd. 社長
取締役	一條 和生 男性		International Institute for Management Development (国際経営開発研究所) 教授 株式会社電通国際情報サービス社外取締役 びあ株式会社社外取締役
取締役	勝丸 充啓 男性		芝綜合法律事務所オブ・カウンセラー 京都大学公共政策大学院非常勤講師 京都大学法科大学院非常勤講師
取締役	榊原 定征 男性		一般社団法人日本経済団体連合会名誉会長 株式会社産業革新投資機構社外取締役取締役会議長兼産業革新投資委員長 関西電力株式会社社外取締役取締役会長 一般社団法人日本野球機構会長 (代表理事)
取締役	和田 浩美 女性		パナソニックオートモーティブシステムズ株式会社非常勤顧問 株式会社今仙電機製作所社外取締役 堺化学工業株式会社社外取締役 株式会社i-Golfスタジオ代表取締役
常勤監査役	平田 義弘 男性		
常勤監査役	樽谷 潔 男性		
監査役	野末 佳奈子 女性		辻中法律事務所弁護士
監査役	橋本 敏彦 男性		橋本税理士事務所税理士 兵庫南農業協同組合員外監事 株式会社加古川産業会館監査役

- (注) 1. 取締役一條和生、勝丸充啓、榊原定征及び和田浩美の4氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 2. 監査役野末佳奈子及び橋本敏彦の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 3. 当社は社外取締役及び社外監査役全員を、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。  
 4. 監査役橋本敏彦氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員全員と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額であります。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

### ①被保険者の範囲

当社及び当社の子会社の役員・重要な使用人等の主要な業務執行者

### ②保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員等としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものとなります。ただし、被保険者の犯罪行為に起因する損害又は被保険者が法令違反することを認識しながら行った行為に起因する損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担いたします。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役及び監査役の年額報酬については、株主総会の決議により定められた取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額の範囲内において決定いたします。

各取締役の年額報酬は、社外取締役を含む指名・報酬諮問委員会において取締役の報酬制度・水準が持続的な成長に向けたインセンティブとして機能しているかを検討することとし、取締役会が当委員会の答申内容を踏まえ、業績に関する適正な指標の設定を行うことをその裁量の範囲として報酬額決定の決議をいたします。

各監査役の年額報酬は、監査役の協議により決定いたします。

社外取締役を除く取締役の報酬は月額報酬、賞与、株式報酬から構成しており（株式報酬については外国人取締役を除く）、月額報酬は役位ごとの役割や責任範囲に基づき、賞与は当社の成長性と収益性を向上させる意欲を高める目的で当連結会計年度の計画の売上高、営業利益を業績指標として設定し、その実績の達成度合い及び過年度に比した伸長度合いに基づいてそれぞれ支給することにしております。当連結会計年度における当初の計画の売上高は500,000百万円、営業利益は105,000百万円、当連結会計年度における実績の売上高は474,362百万円、営業利益は83,653百万円です。また、株式報酬は、中長期の業績を反映させる観点から、株主総会の決議により定められた株式報酬総額の最高限度額の範囲内において、当社が支給する金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることで新株式の発行又は自己株式の処分を行う形で付与します。当該株式報酬は、報酬額決定の取締役会前営業日の株価を計算の基礎として役位に応じた一定の基準支給額に相当する数の当社株式を譲渡制限付で交付し、譲渡制限解除日を当社の取締役、執行役員いずれの地位からも退任した日とするものです。報酬構成の割合は、標準的な業績の場合、おおよそ「固定報酬：業績連動報酬：株式報酬＝5割：4割：1割」となります。

また、業務執行に関わる取締役（外国人取締役を除く）は、中長期の業績を反映させる観点から月額報酬

の一定額以上を拠出し、役員持株会を通じて自社株式を購入することとし、購入した株式は在任期間中、そのすべてを保有することとしております。

社外取締役の報酬は、高い独立性の確保の観点から、業績との連動は行わず、月額報酬のみを支給することとしております。

上記方針は、指名・報酬諮問委員会の答申を経て取締役会において決議いたしました。

当連結会計年度の取締役の報酬に係る指名・報酬諮問委員会は、報酬決定の客観性・透明性を担保する観点から2回開催されました。当委員会の答申を受けて取締役会において取締役の報酬に係る決議を行いました。当該取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会もその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬等については2019年3月26日開催の第112期定時株主総会（決議に係る取締役16名（うち社外取締役2名））において取締役の報酬総額を年額7億2千万円以内（うち社外取締役6千万円以内）とし、取締役の報酬額には使用人分給与及び賞与は含まない旨を決議しております。また、2023年3月29日開催の第116期定時株主総会（決議に係る取締役9名（うち社外取締役4名、外国人取締役1名））において、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、社外取締役及び外国人取締役を除く取締役の譲渡制限付株式報酬総額を年額8千万円以内（ただし、割り当てる譲渡制限付株式の総数は7,500株を上限とする）と決議しております。また、当社の監査役の報酬等については2011年3月30日開催の第104期定時株主総会（決議に係る監査役4名（うち社外監査役2名））において監査役の報酬総額を年額7千万円以内と決議しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	454 (45)	289 (45)	141 (-)	22 (-)	9 (4)
監査役 (うち社外監査役)	60 (15)	60 (15)	-	-	4 (2)

- (注) 1. 業績連動報酬等として取締役に対して賞与を支給しております。  
 2. 当社は、非金銭報酬として当社取締役（社外取締役及び外国人取締役を除く）に対し、株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容及びその交付状況は、「2.当社の株式に関する事項（5）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。  
 3. 当事業年度を含む売上高及び営業利益(選定した業績指標)の推移は、「1.企業集団の現況に関する事項(3)財産及び損益の状況」に記載のとおりです。  
 4. 上記取締役の報酬等の総額には、当事業年度に計上した役員賞与引当金繰入額141百万円が含まれております。  
 5. 使用人兼務取締役に対する使用人分給与及び賞与は含まれておりません。

(5) 社外役員に関する事項

① 取締役

ア. 重要な兼職先と当社との関係

記載すべき関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	一條和生	当事業年度開催の取締役会には13回すべてに出席しております。 当社の経営について、企業社会一般に基づいた長期展望や国際企業戦略の視点から議案審議等に専門性のある助言及び提言を行うなど、業務執行への監督機能を発揮しました。 期待される役割に関して、監査役との間で情報交換の場を持ち（2023年は11月）、情報の収集、監査役との連携を図っております。また、当社の指名・報酬諮問委員会の委員として同委員会に出席し取締役の指名・報酬に関し独立した客観的な立場で意見を述べております。
取締役	勝丸充啓	当事業年度開催の取締役会には13回すべてに出席しております。 当社の経営について、コンプライアンス分野の専門家として、専門的かつ客観的な視点に基づき議案審議等に専門性のある助言及び提言を行うなど、業務執行への監督機能を発揮しました。 期待される役割に関して、監査役との間で情報交換の場を持ち（2023年は7月及び11月）、情報の収集、監査役との連携を図っております。また、当社の指名・報酬諮問委員会の委員として同委員会に出席し取締役の指名・報酬に関し独立した客観的な立場で意見を述べております。
取締役	榊原定征	当事業年度開催の取締役会には13回すべてに出席しております。 当社の経営について、グローバル企業の経営者として培われた豊富な経験と高い見識に基づき客観的な視点から議案審議等に専門性のある助言及び提言を行うなど、業務執行への監督機能を発揮しました。 期待される役割に関して、監査役との間で情報交換の場を持ち（2023年は7月）、情報の収集、監査役との連携を図っております。
取締役	和田浩美	2023年3月に就任された後、当事業年度開催の取締役会には10回すべてに出席しております。 当社の経営について、IT・デジタル分野における技術開発者としての豊富な経験と高い見識に基づき客観的な視点から議案審議等に専門性のある助言及び提言を行うなど、業務執行への監督機能を発揮しました。 期待される役割に関して、監査役との間で情報交換の場を持ち（2023年は7月及び11月）、情報の収集、監査役との連携を図っております。

## ② 監査役

ア. 重要な兼職先と当社との関係  
記載すべき関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	活動状況
監査役	野末佳奈子	当事業年度開催の取締役会には13回すべてに出席し、また、監査役会には14回すべてに出席しております。 主に弁護士としての専門的見地から発言を行うなど、経営への監督機能を十分に発揮しました。 三様監査報告会への出席をはじめとして会計監査人、内部監査部門やコンプライアンス部門と連携を図るとともに、社外取締役と情報交換の場を持つ（2023年は7月及び11月）などして協働関係を構築しております。また、取締役、執行役員及び部門長と定期的に会合を持ち情報収集を行っております。
監査役	橋本敏彦	当事業年度開催の取締役会には13回すべてに出席し、また、監査役会には14回すべてに出席しております。 主に税理士としての専門的見地から発言を行うなど、経営への監督機能を十分に発揮しました。 三様監査報告会への出席をはじめとして会計監査人、内部監査部門やコンプライアンス部門と連携を図るとともに、社外取締役と情報交換の場を持つ（2023年は7月及び11月）などして協働関係を構築しております。また、取締役、執行役員及び部門長と定期的に会合を持ち情報収集を行っております。

## 4. 会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称 清稜監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	支払額
①当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	42百万円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが当社の事業規模等に適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の海外の重要な子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が監査業務に重大な支障をきたし、職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5. 株式会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社グループの企業価値の源泉は、①お客様のニーズを迅速に察知することを可能にする、全世界に広がる販売拠点・ネットワーク、②お客様のニーズを具現化する、創造性のある高い企画開発力・技術力、③製造拠点各所在国の強みを活かしたコスト競争力のある生産体制及び全世界の需要に対応する供給力、④グローバルなサービス体制、並びに⑤グループ各社の調和のとれたオペレーション等にあり、これらの根幹には、(i) お客様、お取引先及び従業員等との堅い信頼関係、(ii) 個々の従業員の技術開発能力・ノウハウ等、及び (iii) 個々の従業員がその能力を存分に発揮することのできる企業風土等があります。当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。また、外部者である買収者からの大量買付の提案を受けた際に、株主の皆様が最善の選択を行うためには、当社の企業価値を構成する有形無形の要素を適切に把握するとともに、買収者や買付についての情報も把握した上で、買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要がある、かかる情報が明らかにされないまま大量買付が強行される場合には、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損される可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

### (2) 基本方針実現のための取組みの内容の概要

#### (A) 基本方針の実現に資する特別な取組み

##### (i) 企業価値向上のための取組み

当社は、上記の企業価値の源泉をさらに維持・強化するためには、お客様に信頼され、満足いただけるサービス及び製品を提供し続けることとともに、今後は、お客様の環境・健康等に対する関心の高まりに応えた製品の開発・製造が求められるものと考えております。また、近年、中国、中南米等の新興

市場での当社の主力製品である自転車部品及び釣具に対する需要が増加してきております。これら新興市場においてもお客様の信頼を得られるような様々な施策を講じてまいりたいと考えております。そのような背景の中、当社は、①コア・コンピタンスの強化、②自転車文化・釣り文化の創造とブランドの強化を基本方針として、中長期的な企業価値の向上を実現してまいります。

(ii) コーポレート・ガバナンスの強化、株主還元等

当社においては、独立性を有する社外取締役4名による取締役の業務執行の監視及び独立性を有する社外監査役2名を含む監査役会による取締役の業務執行の監視が行われております。また、当社は、内部監査部門を設置し、コンプライアンスやリスク管理の状況等を定期的に監査するとともに、グローバルな内部統制システムの整備・充実を行っております。

また、当社は、株主還元を経営上の重要課題と捉えており、安定的な配当の維持・継続とともに、業績の進展に応じた成果の配分を行うことを基本方針としております。配当につきましては、1972年の上場以来安定的な配当を継続し、さらに業績の向上に沿った増配を行ってまいりました。また、積極的な自己株式取得も行ってきております。

さらに、当社グループは、社会的責任への取組みとして、過去より地域社会における文化活動、ボランティア活動への参加やイベントへの協賛等に積極的に取り組み、お取引先・地元住民等との信頼関係を構築してまいりました。

**(B) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要**

当社は、当社株式の大量買付が行われた際には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のために、積極的な情報収集と適切な情報の開示に努めるなど、その時点において適切な対応をしてまいります。

(3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

**基本方針の実現に資する特別な取組みについて**

上記(2)(A)に記載した当社の企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(注) 1. 本事業報告に記載する金額、株式数等については、表示単位未満の端数がある場合、これを切り捨てております。ただし、比率の表示については四捨五入を行っております。  
 2. 本事業報告に挙げている金額には、消費税等は含んでおりません。  
 3. 本事業報告における数値・情報は、特に記載のない場合、当期末現在のものです。

## 連結貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	652,753	流 動 負 債	61,834
現金 及 び 預 金	493,933	買 掛 金	11,025
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	31,602	リ ー ス 債 務	1,022
商 品 及 び 製 品	74,293	未 払 法 人 税 等	5,737
仕 掛 品	31,771	賞 与 引 当 金	3,041
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	6,424	役 員 賞 与 引 当 金	141
そ の 他	15,071	製 品 保 証 引 当 金	16,017
貸 倒 引 当 金	△342	そ の 他	24,847
固 定 資 産	218,977	固 定 負 債	7,500
有 形 固 定 資 産	157,982	リ ー ス 債 務	2,370
建 物 及 び 構 築 物	76,763	繰 延 税 金 負 債	3,179
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	33,005	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,253
土 地	14,317	そ の 他	696
リ ー ス 資 産	5,433		
建 設 仮 勘 定	22,994	負 債 合 計	69,334
そ の 他	5,468	( 純 資 産 の 部 )	
無 形 固 定 資 産	21,989	株 主 資 本	687,162
の れ ん	1,898	資 本 金	35,613
ソ フ ト ウ エ ア	13,225	資 本 剰 余 金	5,640
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	5,054	利 益 剰 余 金	647,172
そ の 他	1,810	自 己 株 式	△1,264
投 資 そ の 他 の 資 産	39,006	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	114,003
投 資 有 価 証 券	23,781	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,902
繰 延 税 金 資 産	9,693	為 替 換 算 調 整 勘 定	109,101
退 職 給 付 に 係 る 資 産	2,804	非 支 配 株 主 持 分	1,230
そ の 他	3,174		
貸 倒 引 当 金	△447	純 資 産 合 計	802,396
資 産 合 計	871,731	負 債 純 資 産 合 計	871,731

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		474,362
売上原価		291,847
売上総利益		182,515
販売費及び一般管理費		98,861
営業利益		83,653
営業外収益		
受取利息及び配当金	21,112	
その他の	792	21,905
営業外費用		
支払利息	211	
その他の	1,977	2,188
経常利益		103,369
特別損失		
無償点検関連費用	17,625	
減損損失	909	
工場建替関連費用	1,396	19,931
税金等調整前当期純利益		83,438
法人税、住民税及び事業税	25,234	
法人税等調整額	△3,148	22,085
当期純利益		61,352
非支配株主に帰属する当期純利益		209
親会社株主に帰属する当期純利益		61,142

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	122,897	流 動 負 債	38,696
現 金 及 び 預 金	45,915	買 掛 金	7,183
受 取 手 形	485	未 払 金	8,298
売 掛 金	24,999	未 払 法 人 税	837
製 品	26,999	未 払 費 用	308
仕 掛 品	17,807	預 り 金	4,162
原 材 料	1,164	賞 与 引 当 金	366
貯 蔵 品	244	役 員 賞 与 引 当 金	141
未 収 入 金	956	製 品 保 証 引 当 金	15,415
そ の 他 金	4,328	そ の 他	1,983
貸 倒 引 当 金	△2	固 定 負 債	499
固 定 資 産	127,767	そ の 他	499
有 形 固 定 資 産	70,661		
建 物	41,259	負 債 合 計	39,195
構 築 物	1,818	(純 資 産 の 部)	
機 械 及 び 装 置	6,157	株 主 資 本	206,010
車 両 運 搬 具	115	資 本 金	35,613
工 具、器 具 及 び 備 品	2,160	資 本 剰 余 金	5,822
土 地	9,735	資 本 準 備 金	5,822
リ ー ス 資 産	35	利 益 剰 余 金	165,838
建 設 仮 勘 定	9,379	利 益 準 備 金	3,194
無 形 固 定 資 産	15,361	そ の 他 利 益 剰 余 金	162,644
の れ ん	10	繰 越 利 益 剰 余 金	162,644
工 業 所 有 権	29	自 己 株 式	△1,264
ソ フ ト ウ エ ア	11,482	評 価 ・ 換 算 差 額 等	5,459
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	3,794	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5,459
そ の 他	43		
投 資 そ の 他 の 資 産	41,744	純 資 産 合 計	211,469
投 資 有 価 証 券	17,583	負 債 純 資 産 合 計	250,664
関 係 会 社 株 式	13,818		
出 資	26		
長 期 前 払 費 用	1,227		
前 払 年 金 費 用	2,804		
繰 延 税 金 資 産	5,728		
そ の 他 金	978		
貸 倒 引 当 金	△422		
資 産 合 計	250,664		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		284,739
売上原価		193,836
売上総利益		90,903
販売費及び一般管理費		52,172
営業利益		38,731
営業外収益		
受取利息	319	
受取配当金	25,743	
その他	1,258	27,321
営業外費用		
支払利息	202	
その他	1,345	1,548
経常利益		64,504
特別損失		
無償点検関連費用	17,625	
工場建替関連費用	762	18,387
税引前当期純利益		46,117
法人税、住民税及び事業税	10,719	
法人税等調整額	△5,077	5,642
当期純利益		40,475

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2024年2月7日

株式会社シマノ  
取締役会 御中

清 稜 監 査 法 人

大阪事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 船 越 啓 仁  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 中 村 健 太 郎  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シマノの2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シマノ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年2月7日

株式会社シマノ  
取締役会 御中

清 稜 監 査 法 人

大阪事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 船 越 啓 仁  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 中 村 健 太 郎  
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シマノの2023年1月1日から2023年12月31日までの第117期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第117期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清稜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人清稜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月13日

株式会社シマノ 監査役会

常勤監査役 樽谷 潔 ㊟

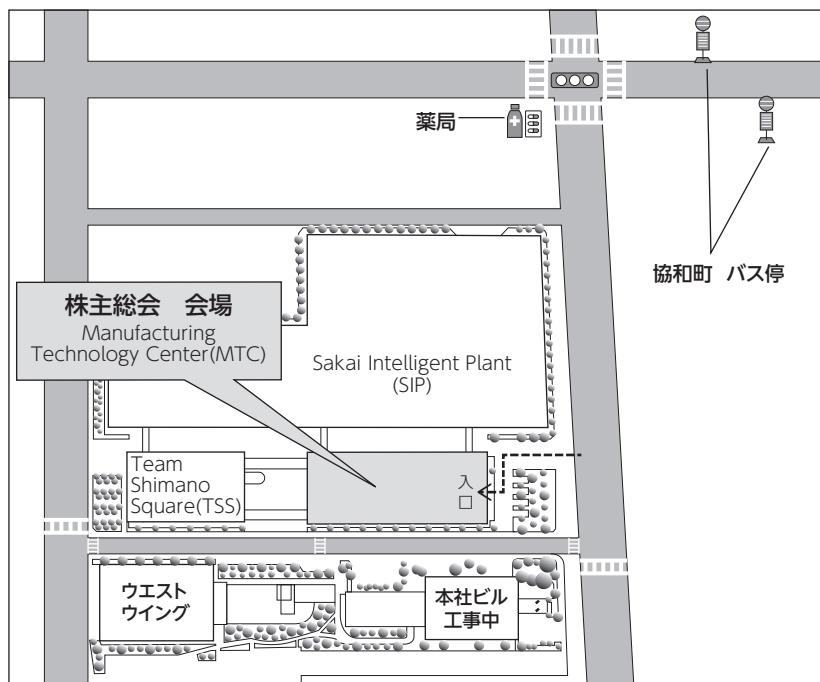
常勤監査役 平田 義弘 ㊟

社外監査役 野末 佳奈子 ㊟

社外監査役 橋本 敏彦 ㊟

以上

## 株主総会会場周辺のご案内



### 【交通のご案内】

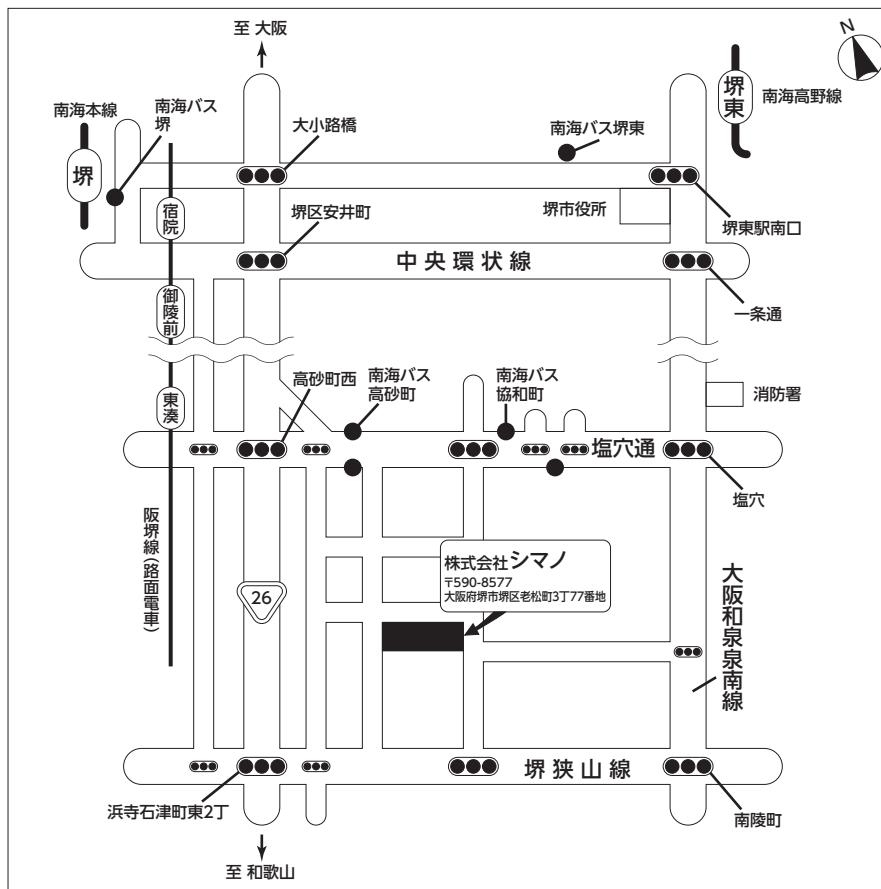
#### ■電車とバスをご利用の場合

- ・南海電鉄高野線「堺東駅」より  
南海バス13番のりば「南回り（堺駅前）」に乘車し、「協和町」で下車、徒歩5分  
所要時間：約15分
- ・南海電鉄南海線「堺駅」より  
南海バス4番のりば「南回り（堺駅南口）」に乘車し、「協和町」で下車、徒歩5分  
所要時間：約20分

#### ■電車をご利用の場合

- ・阪堺電車阪堺線「東湊駅」で下車、徒歩7分
- ・南海電鉄高野線「堺東駅」からタクシーで約10分
- ・南海電鉄南海線「堺駅」からタクシーで約10分
- ・JR阪和線「堺市駅」からタクシーで約20分
- ・地下鉄御堂筋線「なかもず駅」からタクシーで約20分

## 株主総会会場ご案内略図



株主総会会場周辺のご案内図及び交通のご案内は裏面をご覧ください。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。